

【資料2】

若手アーティスト等活動支援・担い手育成事業（アート・デザイン分野） 業務委託仕様書

1 業務名

若手アーティスト等活動支援・担い手育成事業（アート・デザイン分野）

2 業務の目的

若手アーティスト等が地域の文化や人々と関わりながら作品制作等を行う場を提供することにより、その後の継続的な活動を支援するとともに、若者による本県文化の魅力の再認識と県内外に向けた情報発信の強化を図る。

3 委託業務の内容

受託者は、若手アーティスト等が一定期間、本業務の実施地域において地域資源を活用した作品制作や空間デザインを行う活動に対し、支援を実施する。

また、活動過程の公開やSNS等による情報発信のほか、地域住民や来訪者との協働、交流を目的とするワークショップの開催などにより、地域に新たな価値を生み出す拠点としての持続や、参加者の活動の継続に向けた全体調整を行う。

【実施地域】

秋田県にかほ市

【支援の対象者（以下「参加者」という。）】

次の要件を充足する者を対象とし、人数は5名程度とする。

- ・アート・デザイン分野で活動する概ね40歳以下の個人
- ・将来にわたり秋田県内において地域と関わりながらアート・デザイン分野における活動を継続する意欲を有する者

【参加者の活動内容】

参加者は、一定期間、秋田県にかほ市に原則として滞在して、地域に密着した創作活動を行うとともに、その活動の過程をSNS等で発信する。

【参加にあたっての条件】

活動への参加に伴い発生する交通費については参加者が負担する。

（1）参加者の公募・選定

① 公募

SNSの活用等によりきめ細かく周知を行い、県内の大学等を中心に広く参加者を募ること。

② 選定

活動実績やスキルのほか、地域における活動意欲や本事業に対する理解等を勘案の上選定すること。

（2）地域資源を巡るリサーチやフィールドワークの実施

参加者が作品のコンセプトを探る過程を支援するため、必要に応じて市や関係団体・個人との調整を行い、参加者による文化や自然、産業などの地域資源のリサーチやフィールドワークを3回以上実施すること。

(3) アドバイザー（外部講師）の選定

アーティストの育成や、アートイベントの監修、ディレクションの経験を有するなど、本事業に適した専門的知見を有する者を選定・招へいすること。

(4) 伴走支援体制の構築

受託者は、アドバイザーとも連携し、本業務期間中に参加者に対する伴走型支援を実施する体制を早期に構築すること。

なお、アドバイザーは、参加者に対し、テーマやコンセプトの決定に向けて1回以上、作品制作又は空間デザインの過程において3回以上、助言や指導を行うようにすること。

(5) 活動環境の整備

① 活動の場の確保

参加者は、令和8年6月から令和8年11月までの間、秋田県にかほ市において計30日程度作品制作又は空間デザインの活動を行うこととし、受託者は、制作の拠点、作品発表の場としての施設、スペース等を確保すること。活動の場の選定に当たっては、遊休施設の活用を検討するとともに、本業務終了後も地域において継続的に活用されることを想定したものとすること。

② 活動に要する資材等の確保

参加者が制作等の活動を行う上で必要となる資材等を確保すること。

③ 宿泊場所の確保

参加者が一定期間滞在して制作を行う場合は、施設の借り上げ等により宿泊場所を確保すること。

(6) 地域との交流

① ワークショップ等の企画・運営

参加者と地域住民や地元企業等の交流、協働の機会として、ワークショップやトークイベント等を3回以上企画・運営すること。

② 広報・周知

ワークショップ等の開催に当たっては、市や関係団体等を通じてきめ細かい広報・周知を行うなど、より多くの地域住民が参加するよう努めること。

(7) 成果発表

① イベント等の企画・運営

参加者の活動の成果を発表する機会として、作品の展覧会やアートイベント等を1回以上企画・運営すること。

② 広報・周知

イベント等の開催に当たっては、地域内外に広く周知・広報し、より多くの集客に努めること。

(8) 活動過程の公開・発信

参加者の活動に対する地域内外からの興味・関心を喚起し、アーティストとしての活動の継続につなげていくため、制作等の過程の公開やオンラインコミュニティの活用などによる情報発信を行うこと。

なお、情報発信を行う際は、「ブンカ DE ゲンキ あきた文化情報サイト」への掲載・投稿を必須とする。

(9) アンケート調査の実施

本事業の効果検証を目的として、参加者のほか、事業協力者、イベント等の来場者に対しアンケート調査を実施し、その結果を分析すること。

なお、アンケートの実施方法は提案によるものとし、設問は県と調整の上決定すること。

4 成果目標

(1) 目標設定

- ・参加者の、県内での活動継続意欲及び地域と関わり続ける意欲の向上

(2) 効果測定

- ・参加者に対するアンケート調査

5 企画提案における留意事項

- (1) 業務全体のスケジュール及び実施体制（業務全体の責任者・担当者）、関係機関等との連携体制を示すこと。
- (2) 提案内容に関する経費の内訳を示すこと。
- (3) 3（3）について、アドバイザーとして招へいを予定している者のプロフィール及び選定理由を示すこと。
- (4) 3（4）について、伴走支援の具体的な計画(定期的なメンタリングの実施等)を示すこと。
- (5) 3（5）について、活用、利用を予定している施設等を示すこと。
- (6) 事業の終了後も参加者が活動を継続するための方策について提案すること。
- (7) 事業の終了後も参加者が地域と関わり続けるための方策について提案すること。
- (8) 参加者の活動により制作された作品や空間の有効な活用方法について提案すること。

6 独自提案

各業務内容において事業効果を高める独自の提案を盛り込むこと。

7 実績報告

委託事業を完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、その他県が指示する資料等を提出すること。

また、アドバイザーによる助言、指導やワークショップ、イベント等の実施記録及びアンケート調査の分析結果を併せて提出すること。

8 契約に関する条件等

(1) 契約額

- ① 本業務の実施に要する一切の経費は委託料に含むものとする。
- ② 見積書には、税抜額及び消費税額、税込額を明記すること。

(2) 業務の再委託

- ① 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は県に対し、再委託先、再委託する内容等を事前に書面にて提出し、あらかじめ県の承諾を得ること。

- ③ 受託者は、②により再委託する場合は、秋田県内に主たる事業所を有する者の中から再委託先の相手方を選定すること。

9 その他

- (1) 業務内容の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、事故等に備え、適切な保険に加入すること。
- (3) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、本業務を履行する上で、著作権、肖像権、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守し、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (5) 本業務履行のため、県が所持している写真、資料等は必要に応じて提供するものとする。ただし、本業務以外の目的のための使用や、第三者への提供は禁止する。
- (6) 本業務により制作された作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、当該作品を制作した参加者（アーティスト等）に帰属するものとする。ただし、県は、本事の記録、広報、展示、報告、及びその他これらに類する目的（県による二次利用を含む）のために、受託者及び参加者の承諾を要することなく、当該作品を無償で利用できるものとする。県が二次利用において作品の写真等に改変を加える場合は、必要に応じて参加者と事前協議を行う。
- (7) この仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図るものとする。